

保母を養成する施設について

厚生省児童局
厚生事務官

上村

目次

- 一、児童福祉施設における保母の重要性
- 二、保母の資格
- 三、保母を養成する施設のあらまし
- 四、保母を養成する施設が指定をうける要件
すなわち入所資格、修業年限、学科目等の内容
- 五、指定をうける手続その他
- 六、保母を養成する施設の現況
- 七、むすび

一、児童福祉施設に

おける保母の重要性

保母というのは児童福祉施設で児童の保育に従事している女子を意味します。児童福祉施設は全部で十一の種類に分れますが、このなかで保母を置く

ことを義務づけられている児童福祉施設は、保育所・養護施設・精神薄弱児施設・虚弱児施設・肢体不自由児施設、盲聾哑児施設の六施設であり、母子寮については、それが保育所に準ずる設備を設けたときに保母を置かねばならぬことになっております。教護院には

児童の教護を行う「教護」といふ名称の職員と並んで児童の保護を行う女子として「教母」という名称の職員が置かれています。教母は、養護施設等における保母の役割を果すものといへます。このように保母は児童福祉施設の殆んどに置かれ、保母を置くことを義務づけられていないのは助産施設、乳児院といつた医学的な保護が重要な意味をもつ施設及びひろく一般児童の利用に供する児童厚生施設の三施設だけです。この事実をみただけでも児童福祉施設が十分その目的としている機能を發揮するためには、どれ程保母という職員の力に俟たねばならないか、解ります。法律に盛られた理想がどん

なに立派であつても、又新しい行政の機構をどれだけ設けて直接児童の心と身に触れるのは、これらの児童福祉施設で働く保母ですから、保母が、健やかな心身とまじめな熱意と十分な訓練をつんだ人でない限り児童福祉という樹に花は咲いても稔の秋は期待できません。しかしながら保母の幼く職場は乳児、幼児及び低学年の少年を保育している保育所から、知能指数の低い児童ばかりいる精神薄弱児施設、或いは不良行為をする児童を入所させている教護院に及んでいます。これらの児童福祉施設に入所している児童のそれぞれについて、その保護のために必要な理論及び実際の訓練を受けるといふことは並大抵のことではありません。それぞれの児童福祉施設において児童の保護に従事してゆく過程において、それぞれの児童の処遇に関する知識と経験が蓄積されるとしても、これらの児童の取扱に関する科学と技術は日々に進むものですから、保母になるには

何らかの要件にあてはまる資格を具える必要があります。児童福祉法施行令において、保母になるため必要な資格を定めているのは、このようなわけがあるからです。

二、保母の資格

児童福祉法施行令第十三条が保母の資格を定めた規定ですが、それによると保母になるためには次の二つの要件のうちの一つを充たさなければなりません。第一の要件というのは、厚生大臣の指定する保母を養成する学校その他の施設を卒業した者であることであり、第二の要件というのは、保母試験に合格した者であることであります。児童福祉法施行令のこの条文には第三の要件として児童福祉事業に五年以上従事した者であつて、厚生大臣が特に適当と認定した者であることが掲げられてをりますが、これは三十歳以上の人で、そのまゝ児童福祉施設の保母としても十分その仕事をやりとげてゆく

見込のある人のために設けられた規定で、昭和二十五年十二月三十一日まで効力がみとめられ、昭和二十六年からは適用されないことになっていきます。従つて現在、保母になるためには保母を養成する施設を卒業するか、保母試験に合格するか何れか一つの方法によらなければなりません。保母の資格を定めた児童福祉法施行令は、昭和二十三年一月一日から施行になつていますが、その際に、現に児童福祉施設において児童の保育に従事している女子は、政令に定められた資格がなくても児童の保育に従事できることになつていきます。これは、その人の既に得た地位と仕事を尊重しようといふ趣旨によるものですが、最初に述べたようにこの政令が保母の資格を定めたのは、児童の保育が真にその児童の心身を健やかに育てるものであるためには、保育にたづさわる人に理論と実際についての訓練を要求しなければならぬといふ考へにもとづいたものですから、政令

が施行になつた折に児童の保育に従事している人にはできるだけ早く保母としての資格を得ることがすゝめられてをります。そして昭和二十七年十二月三十一日までには保母の資格を得られないならば、保母として児童の保育にたづさわることとはできなくなりませう。相当古い調査になりますが、昭和二十四年十二月一日現在、児童福祉施設において児童の保育にたづさわつてゐる女子は一一、四四六名あり、そのうち保母の資格を持つてゐる人は五、三一一名、資格のない人は六、一三一名となつてゐます。保母の資格のある人についていへば、保母講習會によつて保母の資格を得た人は三、三五九名、保母試験によつて保母の資格を得た人は一、九五六名です。保母講習會といふのは、児童の保育について相当経験のある人のために設けた、保母を養成する施設であつて臨時的のものです。保母の資格のない人についていへば、昭和二十三年四月一日現在、児童福祉施設

で児童の保育にたづさわつてゐた人は三、七四六名です。これらの資格のない人も昭和二十五年中に五、一二七名が或は保母講習會により、或は保母試験により、或は厚生大臣が特に認定することによつて資格を得ることができると推定されてゐましたから、現実には長い間児童の保育に生涯を捧げてきた人が、新しい理窟とか試験制度とかに不慣れたために児童の保育を断念しなければならぬというような例は生じないだらうと思ひます。児童福祉法が施行され、更に児童福祉施設最低基準が施行されてのちに設立された児童福祉施設については、児童の一定数に対して一定数の保母を置くことになつてをりますから問題にはなりません。

三、保母を養成する

施設のあらまし

保母を養成する施設を卒業すること、保母の資格として最も理想的なことは、その教科なり教育方法なりをみ

れば明らかなことです。この保母を養成する施設には学校である施設とそうでない施設があります。この両者をひつくるめて私たちは保母養成施設といひ或は保母養成所と申してをります。学校といふのは、学校教育法の第一条に定めてゐる学校と第八十二条に定めてゐる各種学校、つまり第一条にいう学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うものを意味し、これ以外の教育施設は学校といふ名称が使へないことになつてゐます。後に述べますように保母を養成する施設に入所するのは学校教育法による高等学校を卒業した者、又はそれと同じような学力のある者を原則としてゐますから、学校のうち保母を養成する施設であるものは大学といふことになつてゐます。実際には各種学校の施設もあります。これは運賃の割引その他の便宜的な考へからそうなつてゐるのだと思はれます。これ以外のものが学校でない保母を養成する施設ですが、保母を養成する

施設は学校にせよそうでないものによ、その施設が保母の養成を目的としているだけで、その施設を卒業した者が無条件で保母になり得るのではありません。その施設に対し厚生大臣が指定をして、はじめてその施設の卒業者がそのまま保母になり得る資格を得ることになるわけです。

つまり厚生大臣の指定ということ、その施設を卒業した者が児童福祉施設における児童の保育について、必要な知識と実地についての訓練を受けた者であるということ、厚生大臣が認めたことを意味します。学校の場合は学校として監督官庁の認可をうけて設置されるにしても、その認可は児童福祉施設における児童の保育に従事するにふさわしい人を養成するといふ点からは行はれぬこともあり、学校でない施設の場合は、その設置は各人の自由にゆだねられていますから、児童福祉行政の最高責任者である、厚生大臣が保母養成の見地から何らかの

判断を行う必要があるわけであり、また一方、児童福祉施設を経営している人の側に立つて考えても、或る養成施設の卒業者が保母として採用して役に立つ人だという客観的な目印があれば大へん便利なことです。そこで保母を養成する施設の指定が行われ、かくかくの施設が指定されたということが官報紙上に告示されて一般の人々の知り得る状態におかれます。従つて次の問題はどのような養成施設が指定されることができるかということになります。つまり保母を養成する施設が指定をうけるための要件です。

四、保母を養成する施設が指定をうける要件、すなわち入所資格・修業年限 学科目等の内容

保母を養成する施設が厚生大臣の指定を受けるためには、その施設において行われる教育が児童福祉施設において児童の保育にたずさわる人を養成す

るにふさわしいものでなければならぬことはいうまでもありません。厚生大臣の指定はこの点より行われます。従つて指定の要件ということとはとりもなおさずその施設の教育のやり方ということになります。それはその施設への入所資格・修業年限・学科目及び授業時数・施設の設備・学生の定員・教員の定員ならびに運営の方法についての内容がどうなつてゐるかということの意味します。次にその二つ一つについて簡単に説明します。

(一)入所資格

原則として保母を養成する施設へ入所する資格を有するのは、第一に学校教育法による高等学校、つまりいわゆる新制高校を卒業した人、第二に通常の課程による十二年の学校教育を修了した人(通常の課程以外の課程によつてこれに相当する学校教育を修了した人を含みます)。第三に文部大臣が十二年の学校教育を修了した人と同等以上の資格を有すると認定した人です。

第一の人のなかには旧制の中等学校の卒業者を含みますが、大学の場合にはこの者には入学資格が与えられませんが、第二のひととしては、たとえ旧制の専門学校の第一学年を修了した人が考えられ定時制の高等学校を卒業した人はこれに相当する学校教育を修了した人として取り扱われます。

第三の人は文部大臣の行方検定試験に合格した人のことです。この三つのうち一つの資格があれば保母を養成する施設へ入所することができ、そのような人のみに入所資格を与える施設は厚生大臣の指定をうけることができず、そのような資格のない人にも入所資格を与える施設は厚生大臣の指定をうけることができませぬ。しかし、例外としてこのような学歴のない人に入所資格を与えても指定をうけることができる場合があります。それは満十八才以上の女子であつて、児童福祉施設において二年以上児童の保護に従事した人に入所資格を与える場合です。保

母を養成する施設については、昭和二十六年十月まで厚生省児童局長の通知によつて設置及び運営に関する基準が定められていましたが、その通知においては高等学校を卒業した人、又はこれと同じような学力を有する人の外に、これと並んで満十八才以上の女子であつて、児童福祉施設において二年以上児童の保護に従事した人、及び厚生大臣の認定をえた人に入所資格を与えていました。これが昭和二十六年十月に児童福祉法施行規則という厚生省令が改められた時に最初に述べたような人だけに入所資格を与えるようになりました。それは、保母を養成する施設の内容の改善と卒業者の待遇の向上等の点から、保母を養成する施設を短期大学と同じ程度のものにしようと考えたからです。その結果入所資格を原則として短期大学と同じように高等学校を卒業した人又はこれと同じような学力を有する人に限りました。保母を養成する施設で教えられる学科は相当

程度の高いものですから、或程度の基礎となる学力がないと十分理解できないことも一つの理由と考えられます。しかしながら保母になることを望む人の中には色々な事情で高等学校を卒業できぬ人もありまじようし、独学で相当の学力をもつた人があります。こういう人たちに施設の門を閉すことは、或意味では人材を失うことにもなりません。そこでかような人々は児童福祉施設における実際の経験とか、年令とかを考え、入所資格を与えてもよいことにいたしました。こういう人たちは入所資格を与えるかどうかはその養成施設の先生方の判断に委ねてをります。高等学校を卒業した人、或はこれと同じような学力のある人についても、又今述べたような人についても、實際の入所にあつてはその養成施設で行う入所試験に合格しなければならなりません。入所試験は大い筆記試験・口述試験及び身体検査の三つが行われて、入所後の教育をうけいれてゆく力

があるかどうか具体的に判断されるわけです。

(二) 修業年限

修業年限は二年になつています。二年以上の修業年限を定めることは差し支えありませんが、二年に足らない修業年限を定めたものは厚生大臣の指定をうけることができません。二年の修業年限は二年に分けられ(三)に述べる学科目の中、基礎となるような学科は第一学年で、実地に役に立つ学科と児童福祉施設で行う実習は第二学年で行われます。一学年は前期と後期に分れ、前期は四月から九月までの六箇月間、後期は十月から三月までの六箇月間を期間とします。

(三) 学科目及び授業時数

保母を養成する施設を卒業した人はそのまま保母として保育所をはじめとし養護施設、精神薄弱児童施設で児童の保育にたずさわり、或は教母として教護院に入所している児童の保護にあたりますから、この施設で教授される

学科は、当然のこととしてこれらの児童福祉施設において行われる児童の保護に役立つものでなければなりません。修業年限が二年であり、しかも第二学年の後期は児童福祉施設における実習にあてられますので、実際は一年半で必要な学科を修得せねばならぬことになります。このことはなか／＼容易なことではなく、学科もいきおい保母の最も多く就職する保育所で十分に役立つような内容を盛る傾きがあり、又入所している人に、相当はげしい勉強を要求することになります。保母を養成する施設の科目の中必ず修得しなければならぬ科目と、その授業時数は厚生大臣が定めます。厚生大臣の定めるのは最小限度の科目と授業数ですからそれ以外に養成施設の先生が必要と考えた学科を教授し、又授業時数をふやすことは差し支えありません。しかし最少限度の科目と授業時間に満たないようなきは、その施設の卒業者がそのまゝ保母として仕けるかどうかは疑わ

しいので厚生大臣の指定は行われません。具体的に何を必修科目とし、何を授業時数とするかについては、近く決定されますが、大体、倫理学、教育学、教育心理学、保育理論、児童心理学、精神衛生、生物学、生理学及び保健衛生学、栄養学、看護学及小児病学、看護学実習、育児実習、社会学、社会福祉事業一般、ケース・ワーク、グループ・ワーク、コミュニケーション・グループ・ワーク実習、グループ・ワーク実習、自然研究、社会研究、リズム・集団遊戯、言語・演劇、音楽、体育、英語、児童福祉関係法令等がその内容になる予定です。これらの学科について授業時数が定められるわけですが、その定め方は単位制とし、一単位は学科によつて十五時間、三十五時間、四十五時間を割り当てます。十五時間で一単位の学科は、一時間の授業に二時間の予習、復習を必要とするものであり、三十五時間で、一単位の学科は、二時間の授業に一時間の準備を

要するものであり、四十五時間で一単位の学科は、予習、復習を必要とせぬものです。授業時数は従来時間制になつていましたが、今度単位制をとることにしましたのは、既に(一)の入所資格のところ述べたように保母を養成する施設が、短期大学になるとき、或いは短期大学と比較するとき便利だからです。授業時教は現場の実習をのぞいて七〇単位約一五〇〇時間を予定しています。

学科目のうち主なものについて教えられる内容をみると次のとおりです。保育理論はたとえば乳児の保育目標、幼児の保育目標、少年の保育目標、精神薄弱児、不良児、身体虎劣児の保育目標、児童福祉施設と家庭及び地域との連絡方法、児童の発達と指導のやり方等をその内容とします。児童心理学は、児童理解の方法、人間の成長発達の過程、乳児期・幼児期・児童期・青年期の発達の状態、個性の形成等をその内容とします。

精神衛生は、素質と環境、助長さるべき習性と矯正さるべき習性、児童の性教育等を内容とし、或は精神衛生と身体衛生の関係、素質と環境、受胎前の精神衛生、胎児期・分娩時・小児期の精神衛生、両親と子供との問題(盲愛、ひとり子、両親の不和等)、児童と罰、劣等感及び罪悪感、精神薄弱児の問題等をその内容とします。

社会事業一般は、現代の社会と生活、社会問題とその対策、社会事業の構造、生活保護と公共救済、児童と婦人の社会的保護、医療の社会的保護、社会事業の術技、職業としての社会事業家等をその内容とします。

ケース・ワークは、保母の扱うケース・ワークを必要とする人の問題の究明、人間に対する理解、面接の技術、観察と記録、問題の分析と社会的診断等をその内容とします。

グループ・ワークは、グループの指導、クラブ組織と委員会の任務、グループ・ディスカッション、監督指導、

成果の測定をその内容とします。

音楽は、歌唱、器楽、理論及び教授法に分けられ、教授法は幼児期・少年期・青年期の音楽教育、鑑賞指導法、歌唱・器楽・創作の指導を行ふことなどをその内容とします。

右に述べたのは保母を養成する施設で行はれる学科の内容の一端ですが、このほかに自然研究、社会研究、製作、絵画、英語については統一的な教授要領があり、その他の学科目については夫々の施設でどういうことを教えるかきめられています。

第二学年の後期においては、それまでに教えられた理論と技術を見童福祉施設おける実習によつて実地に訓練するわけです。実習は、保育所、養護施設、教護院、乳児院等の児童福祉施設のうち適当なものを選び、できるだけ色々の種類の施設について行はれる外に、児童相談所、保育所、病院等児童の福祉に関係の深い施設において行はれます。予定されている時数は二十週

で二十単位になつています。

(四) 設備

保母を養成する施設に必要な設備としては教室、実習室、図書室、調理室事務室等があります。特にどういふ設備を設けなければならぬといふことは法令で要求してをりませんが、保母を養成するに適当な建物及び設備であると認められない限り指定をしないことになつています。

以上(一)、(二)、(三)、(四)のほかは学生の定員は、百人以下であつて、一学級にいつて五十人以下であること、専任の教員は、おおむね学生数四十人について一人以上置くこと、施設の管理と維持の方法が確實であることが厚生大臣の指定の要件と定められています。

指定された保母を養成する施設のうち学校でない公立の施設に入所している人に対しては、授業料の徴収は行はれず、月々一定額(月額八百円)の手当が支給され、見学と実習が行はれると

きにもその実費の全部又は一部が公費によつて補助されます。

五、指定をうける手續その他

保母を養成する施設が、厚生大臣の指定を受ける手續については、児童福祉法施行規則第三十九条の三に定められています。

都道府県が設置するときは直接、市町村その他の者が設置するときは、その施設の所在地の都道府県知事を経て、申請書を厚生大臣に提出します。

申請書には(一)設置者の氏名又は名称及び住所、(二)養成しようとする職員の種類、(三)名称及び位置、(四)学則、(五)入所資格、(六)修業学科目及び配当時間数、(七)試験方法及び課程終了の認定方法、(八)学生の定員、(九)現在の学生数、(十)学校又は施設の長の氏名及び履歴、(十一)教員の氏名、履歴、担当科目及び専任兼任の別、(十二)建物設備の規模及び構造並びにその図面、(十三)実習に利用

する施設の名称及び利用の概要、(十四)維持経営の方法、(十五)当該年度経費収支予算の細目、(十六)設置者が地方公共団体以外の場合は、設置者の履歴及び資産状況、(十七)設置者が法人又は団体のときは定款、寄附行為その他の規約を記載します。申請書によつて、厚生大臣はその施設を指定するわけですが、指定を受けた施設は次のような義務を負います。

第一に、施設の設置者は、申請書に記載した事柄のうち(五)から(八)までは掲げる事柄を変更しようとするときは、厚生大臣の承認を受けなければなりません、(三)、(四)、(十)、(十一)、(十二)、(十三)、(十七)に掲げる事柄に変更があつたときは、変更のあつた日から起算して一箇月以内に厚生大臣に届け出なければなりません。

第二に、施設の長は、毎学年開始後三箇月以内に、前学年度卒業者数及びその卒業者の就職状況、前年度における経営の状況及び収支決算の細目、前

学年度教授科目別時間数及び実習の実施状況、前年度における教員の移動、学生の現在数を厚生大臣に報告しなければなりません。

第三に、施設の設置者は、指定の取消を求めようとするときは、学年の開始二箇月前までに、その指定施設をやめようとする理由、入所している学生の処置、その指定施設をやめようとする年月日を書いて厚生大臣に指定の取消を申請しなければなりません。

六、保母を養成する

施設の現況

保母を養成する施設で厚生大臣が指定したものは現在二十六施設あります。そのうち短期大学三ヶ所、その他の施設二十三ヶ所でそのうちは次のとおりです。

厚生大臣指定保母養成所一覽

公立	私立	名	稱	所	在	地	定員	職員
公立		〇名古屋	市立保育専門学園	名古屋	市昭和区白金町三ノ一		一〇〇	二二
		〇大阪府	立保母学院	大阪市	東区森之宮西之町一		一〇〇	三〇
		〇千葉	県立保母養成所	長生郡	茂原町茂原一〇一六		一〇〇	一七
		〇東京	都立高等保母学院	東京都	港区弁町		一〇〇	二一
		〇横浜	保育専門学校	横浜市	南区平楽町一三三三		一〇〇	二三
		〇高知	県立保母養成所	高知市	大原町一三三一		六〇	二一
		〇福島	県立高等保母学院	郡山市	長者町五		六〇	一六
		〇岡山	県立保育専門学園	岡山市	門田屋敷		一〇〇	二〇
		〇宮城	県立保母専門学院	仙台市	跡竹町一ノ三		六〇	一八
		〇北海道	立保母養成所	札幌市	北十六条西二丁目		一〇〇	一八
		〇広島	県立保育専門学校	広島市	白島中町一		一〇〇	二〇
		〇兵庫	県立保母養成所	神戸市	生田区中山平通		六〇	一八
		〇和歌	山県立保母学院	和歌山市	西汀町一		六〇	二三
		〇香川	県立保母養成所	高松市	(設立中)		六〇	一六
		〇埼玉	県立保母養成所	北足立郡	与野町大戸六六一		六〇	二四
		〇徳島	県立保母養成所	徳島県	名東郡国府町岩延		六〇	一七
私立		西南学院	短期大学児童教育科	福岡市	島飼六丁目五〇一		六〇	二一
公立		福岡県	立保育専門学校	(設立中)			六〇	二〇

愛媛県立保母養成所

松山市道後今市に設置予定

六〇

私立 弘前保母養成所

弘前市富田大野

六〇 一八

私立 聖園高等保母学院

秋田市保戸野新町

六〇 一一

公立 滋賀県立短期大学附属保母養成所

彦根市池洲町四〇

六〇 二一

私立 広島県立短期大学家政科

広島市宇品七一〇ノ一

八〇 三一

私立 東京都社会事業協会厚生保母学院

目黒区自由ヶ丘二七

一〇〇 一二

公立 北陸学院保母養成所

金沢市下本多町六

六〇 一六

公立 山口女子短期大学家政科

山口市大字宮の下

六〇 三〇

計 二六施設

(註) ○印は入所者に手当の支給される施設

七、むすび

これらの施設を卒業した人は、現在保育所をはじめとする児童福祉施設で児童の保育にたづさわりの、児童の福祉のため日夜力をつくしています。どの種類の児童福祉施設に何人いて、その後の状況はどうなっているかといふことは、手許に資料がないので分りませんが(昭和二十六年四月三十日現在保育所四、一五四ヶ所)、児童の保育に

たづさわっている人は一三、三四〇人です。これらの人々がどれ程社会の改良と人々の幸福のために努めているかということは常日頃私達の見聞するところでは、私達が、保母を養成する施設を卒業する人に期待するのは、その人々が社会事業家としてこの世に処してゆくことです。それはこの施設で教えられる学科の内容がそれに役に立つように考えられていることによつても明らかだと思ひます。保母の資格の

ある人は教母のほかに母子寮の寮母、児童厚生施設の児童厚生員にもなれま
すし、保母を養成する施設を卒業して
児童福祉事業に二年以上の経歴を積ん
だ人には児童福祉司になる資格をみと
めることも考えられてをります。

すぐれた理論と技術を身につけて、
子供のしあはせと、社会の改良のため
に寄与する人をして、社会的改良のため
ようといふのが保母を養成する施設の
目的であるといえます。

後記：保母の資格の第二の要件である保
母試験制度については本稿のはじめ
に觸れましたが、本稿の主題をはな
れるために又次の機会にゆづること
にいたします。一九五二・一・二〇